子ども会等活動支援助成金の交付申請について

１　助成金の交付対象期間

　　毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年度を単位とします。

２　申請方法

　　　活動や行事等の3週間前に「子ども会等活動支援助成金交付申請書」に参加者名簿を添付し、広野町公民館に提出してください。

３　助成金交付

　　助成金は行事等終了後の精算払いと概算請求（交付金の前払い）の2つの方法があります。

　行事等終了後の精算払いの場合

　　行事等が終了した後、1週間以内に「子ども会等活動支援助成金実績報告書兼請求書」に「子ども会等活動支援助成金事業実績書兼収支決算書」、領収書を添付し、広野町公民館に提出してください。

　概算請求（交付金の前払い）の場合

　　交付決定通知書がお手元に届いたら、行事等の２週間前までに「子ども会等活動支援助成金概算請求書」を広野町公民館に提出してください。

　　行事等が終了した後、1週間以内に「子ども会等活動支援助成金実績報告書兼請求書」に「子ども会等活動支援助成金事業実績書兼収支決算書」、領収書を添付し、広野町公民館に提出してください。

４　助成金額

　　　一度に申請できる金額は、行事等に参加した子どもの人数×2,000円が上限金額です。

（例）10人の子どもたちが活動した行事等で1人当たり2,000円以上の経費を支出した場合

**2,000円×10人＝20,000円**

５　支払い先

　　　助成金の支払いは、広野町公民館での窓口払いとなります。ハンコをご持参ください。